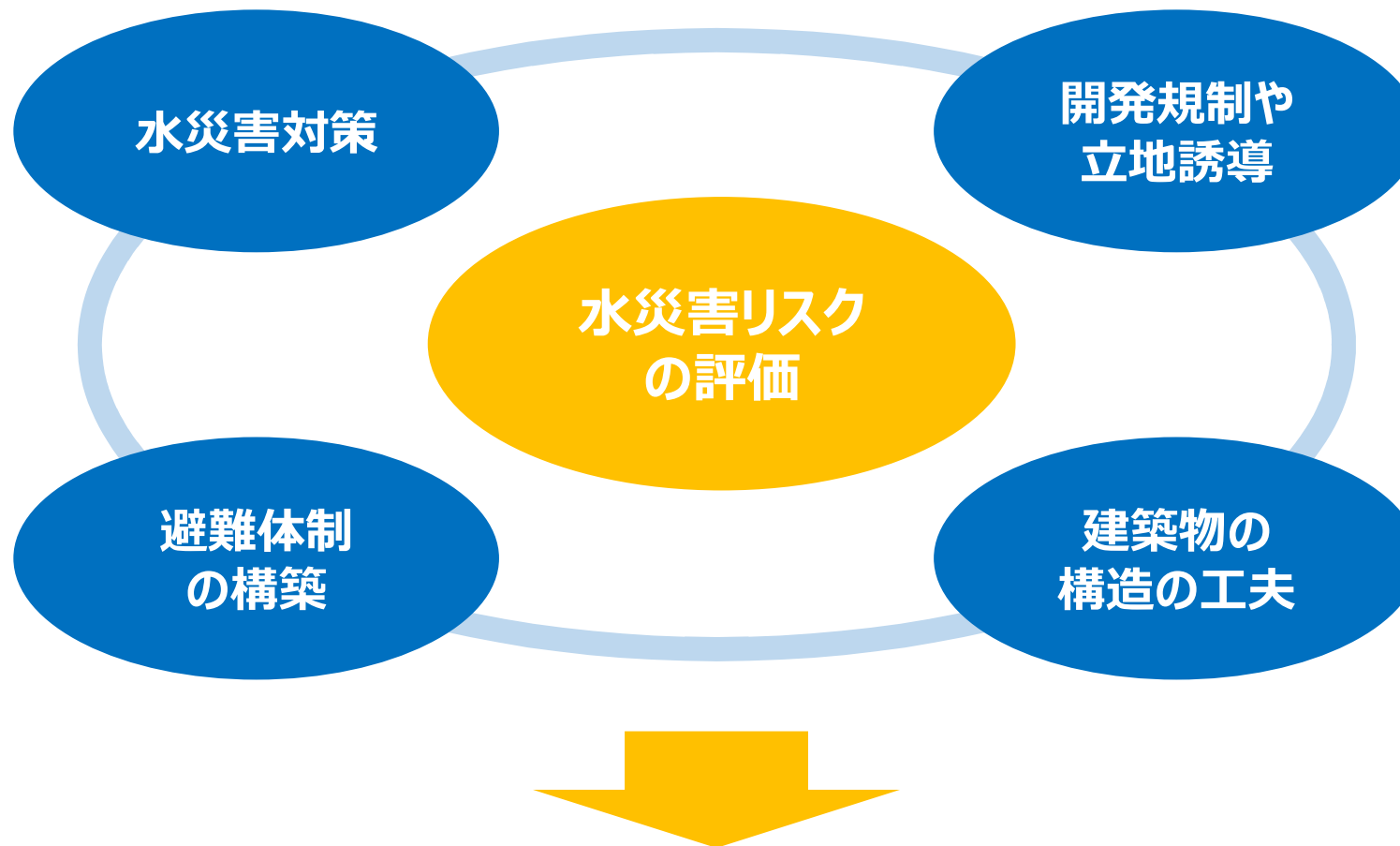


水災害対策とまちづくりの連携 に関する主な論点

水災害対策とまちづくりの連携の基本的な考え方

- 近年、各地で水害・土砂災害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量が増大し、水害・土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念
- 水災害リスクを低減するためには、治水対策の推進に加えて、まちづくりにおける土地利用の工夫や建築物の構造の工夫を一体的に推進することが必要。



水災害対策や避難体制の構築、開発規制・立地誘導、建築物の構造の工夫を組み合わせ、水災害リスクを軽減させるための具体的な連携方策について検討。

水災害対策とまちづくりの連携に関する主な論点①

背景

- 平成30年7月の西日本豪雨、令和元年の台風19号など、近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- これらを踏まえ、水災害対策と併せて、水災害リスクを勘案した安全な都市形成を推進することが重要な課題であり、水災害の発生のおそれのある区域（ハザードエリア）における居住や施設立地等の土地利用のあり方を検討することが必要。

地域のハザード・リスク情報の総合的な評価

- 水災害については、
 - ・ 土砂災害や津波等を対象に、特に危険な地域に特別警戒区域等（いわゆるレッドゾーン）が指定され、立地規制や構造規制を実施
 - ・ この他、様々な災害ごとに避難の円滑化等を目的に浸水想定区域等（いわゆるイエローゾーン）が指定されているが、必ずしもまちづくりとの十分な連携がなされていない。
- このため、まちづくりに活用するために、
 - ・ 水災害対策実施後の変化や高頻度の現象も考慮したハザード・リスク情報の評価
 - ・ 様々な水災害のハザード・リスクやまちの状況を踏まえた、総合的な水災害リスクの評価をどのように進めるべきか。

ハザードエリアへの新たな立地の抑制

- ハザードエリアへの新たな立地の抑制のため、立地適正化計画制度、開発許可制度等により、土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）への新たな立地を原則として禁止。
- 特に、立地適正化計画の居住誘導区域について、建築基準法における災害危険区域のうち建築が禁止されている区域を、法令で明示的に除外。それ以外のハザードエリアは、都市計画運用指針（技術的助言）において、
 - ・土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）については、「原則として含まないこととすべき」
 - ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等（イエローゾーン）については、「総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき」としているが、レッドゾーン等を居住誘導区域に含めている都市が存在。
- また、地域特性など個別の事情により、やむを得ず浸水想定区域等イエローゾーンを居住誘導区域に含めている都市が相当数存在。
- 近年の津波・出水等の災害を踏まえ、災害危険区域の指定を促進中。（平成31年4月時点で22,780箇所が指定。うち、津波、高潮、出水、河川氾濫に関するものは3,477箇所が指定。）
- こうした状況を踏まえ、
 - ・レッドゾーン、イエローゾーンを居住誘導区域から除外の徹底
 - ・まちの状況などにより、やむを得ずイエローゾーンを居住誘導区域に含める場合等に、災害対策の実施や警戒避難体制の整備等、講ずべき災害対策の検討・実施等をどのように進めるべきか。